

第32号議案

令和6年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 429ha
(2) 処理区域内人口	61, 308人
(3) 年間有収水量	6, 188, 000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	2, 131, 835千円
処理場整備費	691, 885千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2, 686, 000千円
第1項 営業収益	1, 260, 192千円
第2項 営業外収益	1, 425, 798千円
第3項 特別利益	10千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 563, 400千円
第1項 営業費用	2, 445, 743千円
第2項 営業外費用	106, 007千円
第3項 特別損失	1, 650千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額622, 100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183, 344千円並びに過年度分損益勘定留保資金438, 756千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
第1款 資本的収入	2, 965, 700千円
第1項 企業債	1, 681, 200千円

第2項 負担金及び分担金	47,183千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
第4項 補助金	824,307千円
第5項 出資金	413,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,587,800千円
第1項 建設改良費	2,954,272千円
第2項 企業債償還金	633,528千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理事業	令和7年度	27,500
浄化センター汚泥処理系統電気設備更新事業	令和7年度	112,700
浄化センター汚泥処理棟電気室空調設備更新事業	令和7年度	59,340
浄化センター汚泥脱水機インバータ盤更新事業	令和7年度	66,700
浄化センター汚水ポンプ電動機更新事業	令和7年度	218,730
浄化センター処理場諸設備更新事業	令和7年度	69,000
浄化センター消火設備等更新事業	令和7年度	17,490
春日浦ポンプ場電気設備更新事業	令和7年度	354,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業に充てるため。
- (2) 限度額 1,681,200千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状

況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。

- (4) 利 率 年利3.0%以内
- (5) 償 還 の 方 法 借入先の融資条件による。
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 185,359千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、717,000千円である。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明